

阿波かつうらブランド商品開発業務 仕様書

1 委託業務名

阿波かつうらブランド商品開発業務

2 業務目的

令和4年度から実施している、勝浦町の地域資源や特産品を活用した「阿波かつうらブランド化事業」の一環として、町内外の事業者及び勝浦中学校の生徒と連携した、阿波かつうらブランド新商品を開発することにより、阿波かつうらブランドを通じた勝浦町の魅力発信及び販路拡大を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

4 業務内容

(1) 新商品の提案及びアイデア出しサポート

ア 勝浦中学校1年生の商品開発にかかる授業（年4回程度）に参加し、生徒のアイデア出しのサポートを行うほか、各アイデアの中から商品開発及び販売できる可能性の高い商品に関する提案を行う。

イ 新商品の提案は主に、「特産品を活用した加工食品」「勝浦町のゆるキャラを活用した玩具類（キーホルダー、マグネット等の観光地でのお土産品等が好ましい。）」から3点提案することとする。

(2) 町内外事業者との調整

(1)の新商品は、町内事業者で商品開発が可能な場合は、優先的に町内事業者と連携して開発業務を行う。ただし、町内事業者で商品開発することが不可能な商品については、町外事業者と連携して開発することとする。その際、受託事業者は、商品開発に関するノウハウ及び販売実績があり、開発及び販売することが可能な町外事業者の選定及び商品販売までにかかる調整を行うものとする。

5 成果品等

(1) 成果物

ア 業務完了報告書 1部

イ 業務に関するデータ一式（PDFデータに変換し、電子記録媒体にて提出）

(2) 納品場所

勝浦町役場企画交流課

6 留意事項

(1) 本業務を着手するにあたり、速やかに業務内容及び実施工程を明らかにし、町の承諾を得ること。また、これを変更する場合は、双方協議の上、町の指示を受

けるものとする。

- (2) 受託事業者は、町と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託事業者は、契約期間内に町と概ね毎月1回打ち合わせの場を設けること。
- (4) 本委託業務において権利処理等が必要な事案が発生した場合、受託事業者は、権利処理に必要な手続きを代行又は手続きに関する町のサポートを行うこととする。

7 その他

本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議するものとする。